

別紙様式第1号（第六条第一項関係）

別紙様式第1号（第六条第一項関係）

（日本産業規格A4）

基盤的サービス維持計画

年 月 日提出

地域における一般合衆会員の運送事業及び銀行業に係る基盤的サービス提供の
権利を因るための私的支配の算定及び公的取引の根柢に関する法律特別条項に関する法律
（令和2年法律第32号、以下「法」という。）第4条第1項の規定により、基盤的サービス
維持計画を次のように提出します。

記

第1 合伴等に係る契約の内容に関する事項
第2 合伴等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の範囲
第3 合伴等を通じて基盤的サービスに係る事業の状況に係る方策及び当該事業の改善に
応じた基盤的サービス提供の方針に関する事項
第4 基盤的サービス維持計画の実施期間
第5 その合伴等による基盤的サービスの提供の権利に関する必要な事項

（記載上に記載）

1. 一般的な項
① 2. から7. により記載が必要とされる事項に加えて、開示する事項を記載すること
ができる。
② 氏名（たなは）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）
第39条の13に規定する由（いふ。）及び姓、氏名を記載する欄に楷書で併せて
記載することができます。

2. 申請者
（1）申請者（注第4条第1項第1号の認可を受けようとする特定地域基盤企業の本店
の欄においては、法第4条第1項第1号の認可を受けようとする特定地域基盤企業の本店
又は本店の事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するこ
と。）
（2）特定地域基盤企業等が名で基盤的サービス維持計画を提出するときは、申請者の
欄を記載しないで、当該申請は基盤的サービスの本店の事務所の所在地、商
号又は本店の事務所の所在地の役職及び氏名を記載すること。

3. 合伴等に係る契約の内容に関する事項
（合伴等に係る契約の内容に関する事項については、合伴等（法第3条第1項に規定
する合伴等を以下同じ。）係る契約の内容を踏まえ、合伴等の構造に応じ、
第7条各款に応じて記載を要すること。）

4. 合伴等に係る特定地域基盤企業が提供する地域の範囲
（1）合伴等に係る特定地域基盤企業（合伴等当事者、事業の実行に向けた用意力となる会
社又は特定地域基盤企業が取扱う会社に特定期間、特定地域基盤企業がある場合に
は、該該会社の本店の所在地、事業の実行に向けた用意力のある会社の本店の所在地
なる会社又は特定地域基盤企業をもつて、合伴等の取扱う会社は、特定地域基盤企
業の本店の所在地にあわせ特定地域基盤企業といい、以下
同じ。）の本店及び当該特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する会社の
本店に記載すること。
（2）合伴等に係る特定地域基盤企業が提供する地域の範囲（記載）について
は、必要に応じて、当該特定地域基盤企業が提供する地域の範囲を記載して、その範
囲を説明すること。

5. 合伴等に係る基盤的サービスに係る契約の内容に関する方針及び当該事項の改善に応
じた基盤的サービスの運営に係る契約の内容については、合伴等
（合伴等に係る基盤的サービスに係る契約の内容については、合伴等
による特定地域基盤企業が取扱う会社の本店の所在地、事業の実行に向けた用意力ある
会社の本店の所在地にあわせ特定地域基盤企業といい、以下
同じ。）の本店に記載すること。
（2）合伴等に係る特定地域基盤企業が提供する地域の範囲（記載）について
は、必要に応じて、当該特定地域基盤企業が提供する地域の範囲を記載して、その範
囲を説明すること。

6. 基盤的サービス維持計画の其旨の範囲

（1）基盤的サービス維持計画の始日を日及び終期となる日を記載すること。
（2）基盤的サービス維持計画の期間となる日について、合伴等の期日が定まる場合は
を記載すること。

（3）基盤的サービス維持計画の終期となる日については、合伴等の効力を生じる一定日
から5年以内となる日を記載すること。

7. その他の事項
（1）第1から第4に記載した事項のほか、基盤的サービスの運営の継続に關し必要な事
項があつたら、記載すること。
（2）申請者が不当に基盤的サービスの価格の昇高等その他の不當な行為防止のための
方策を有めるものがあると考え、場合には、「その他の事項」に記載すること。
（3）合伴等のための方策を定めた場合は、当該方策を記載すること。

（日本産業規格A4）

基盤的サービス維持計画

年 月 日提出

（申請者） 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代 表 者 役職・氏名

2. 基盤的サービス維持計画の実施の状況
（1）基盤的サービス維持計画に「合伴等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係
る方策」として記載したことの実態の状況及び事業の実態に応じた基盤的サービスの
提供の継続に關する事項に、として記載したことの実態の状況及び事業の実態に応じた
基盤的サービスの維持計画に、として記載したことの実態の状況及び事業の実態に応じた
方策を有めるものがあると考え、場合には、「その他の事項」に記載すること。
（2）基盤的サービス維持計画に、として記載したことの実態の状況及び事業の実態に応じた
方策を有めるものがあると考え、場合には、「その他の事項」に記載すること。
（3）（1）及び（2）のほか、基盤的サービス維持計画に、合伴等による基盤的サービスの運営の
継続に關し必要な事項を記載した場合には、当該事項の実施状況を記載すること。

別紙様式第2号（第六条第一〇項関係）

別紙様式第2号（第六条第一〇項関係）

基盤的サービス維持計画の実施状況報告書

年 月 日提出

（提出者） 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代 表 者 役職・氏名

（日本産業規格A4）

基盤的サービス維持計画の実施状況報告書

年 月 日提出

（記載上に記載）

第1 合伴等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に応じた基盤的サービスの実
施状況の記載の範囲及び実施状況の記載の範囲に付ける方策の実施状況
（記載上に記載）

1. 一般的な項
① 2. により記載が必要とされる事項に加えて、開示する事項を記載すること
ができる。
② 氏名（たなは）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）
第39条の13に規定する由（いふ。）及び姓、氏名を記載する欄に楷書で併せて
記載することができます。

2. 申請者
（1）申請者（注第4条第1項第1号の認可を受けようとする特定地域基盤企業の本店
の欄においては、法第4条第1項第1号の認可を受けようとする特定地域基盤企業の本店
又は本店の事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するこ
と。）
（2）特定地域基盤企業等が名で基盤的サービス維持計画を提出するときは、申請者の
欄を記載しないで、当該申請は基盤的サービスの本店の事務所の所在地、商
号又は本店の事務所の所在地の役職及び氏名を記載すること。

3. 合伴等に係る契約の内容に関する事項
（合伴等に係る契約の内容に関する事項については、合伴等（法第3条第1項に規定
する合伴等を以下同じ。）係る契約の内容を踏まえ、合伴等の構造に応じ、
第7条各款に応じて記載を要すること。）

4. 合伴等に係る特定地域基盤企業が提供する地域の範囲

（1）合伴等に係る特定地域基盤企業（合伴等当事者、事業の実行に向けた用意力となる会
社又は特定地域基盤企業が取扱う会社に特定期間、特定地域基盤企業がある場合に
は、該該会社の本店の所在地、事業の実行に向けた用意力のある会社の本店の所在地
なる会社又は特定地域基盤企業をもつて、合伴等の取扱う会社は、特定地域基盤企
業の本店の所在地にあわせ特定地域基盤企業といい、以下
同じ。）の本店及び当該特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する会社の
本店に記載すること。
（2）合伴等に係る特定地域基盤企業が提供する地域の範囲（記載）について
は、必要に応じて、当該特定地域基盤企業が提供する地域の範囲を記載して、その範
囲を説明すること。

5. 合伴等に係る基盤的サービスに係る契約の内容に関する方針及び当該事項の改善に応
じた基盤的サービスの運営に係る契約の内容については、合伴等
（合伴等に係る基盤的サービスに係る契約の内容については、合伴等
による特定地域基盤企業が取扱う会社の本店の所在地、事業の実行に向けた用意力ある
会社の本店の所在地にあわせ特定地域基盤企業といい、以下
同じ。）の本店に記載すること。
（2）合伴等に係る特定地域基盤企業が提供する地域の範囲（記載）について
は、必要に応じて、当該特定地域基盤企業が提供する地域の範囲を記載して、その範
囲を説明すること。

6. 基盤的サービス維持計画の其旨の範囲

（1）基盤的サービス維持計画の始日を日及び終期となる日を記載すること。
（2）基盤的サービス維持計画の期間となる日について、合伴等の期日が定まる場合は
を記載すること。

7. その他の事項
（1）第1から第4に記載した事項のほか、基盤的サービスの運営の継続に關し必要な事
項があつたら、記載すること。

（2）申請者が不当に基盤的サービスの価格の昇高等その他の不當な行為防止のための
方策を有めるものがあると考え、場合には、「その他の事項」に記載すること。

（3）（1）及び（2）のほか、基盤的サービス維持計画に、合伴等による基盤的サービスの運営の
継続に關し必要な事項を記載した場合には、当該事項の実施状況を記載すること。

（日本産業規格A4）

基盤的サービス維持計画

年 月 日提出

（提出者） 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代 表 者 役職・氏名

（日本産業規格A4）

基盤的サービス維持計画

年 月 日提出

（記載上に記載）

第1 合伴等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に応じた基盤的サービスの実
施状況の記載の範囲及び実施状況の記載の範囲に付ける方策の実施状況
（記載上に記載）

1. 一般的な項
① 2. により記載が必要とされる事項に加えて、開示する事項を記載すること
ができる。
② 氏名（たなは）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）
第39条の13に規定する由（いふ。）及び姓、氏名を記載する欄に楷書で併せて
記載することができます。

2. 申請者
（1）申請者（注第4条第1項第1号の認可を受けようとする特定地域基盤企業の本店
の欄においては、法第4条第1項第1号の認可を受けようとする特定地域基盤企業の本店
又は本店の事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するこ
と。）
（2）特定地域基盤企業等が名で基盤的サービス維持計画を提出するときは、申請者の
欄を記載しないで、当該申請は基盤的サービスの本店の事務所の所在地、商
号又は本店の事務所の所在地の役職及び氏名を記載すること。

3. 合伴等に係る契約の内容に関する事項
（合伴等に係る契約の内容に関する事項については、合伴等（法第3条第1項に規定
する合伴等を以下同じ。）係る契約の内容を踏まえ、合伴等の構造に応じ、
第7条各款に応じて記載を要すること。）

4. 合伴等に係る特定地域基盤企業が提供する地域の範囲

（1）合伴等に係る特定地域基盤企業（合伴等当事者、事業の実行に向けた用意力となる会
社又は特定地域基盤企業が取扱う会社に特定期間、特定地域基盤企業がある場合に
は、該該会社の本店の所在地、事業の実行に向けた用意力のある会社の本店の所在地
なる会社又は特定地域基盤企業をもつて、合伴等の取扱う会社は、特定地域基盤企
業の本店の所在地にあわせ特定地域基盤企業といい、以下
同じ。）の本店及び当該特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する会社の
本店に記載すること。
（2）合伴等に係る特定地域基盤企業が提供する地域の範囲（記載）について
は、必要に応じて、当該特定地域基盤企業が提供する地域の範囲を記載して、その範
囲を説明すること。